

## 許可証書換え交付申請

対象	<p>許可証の記載事項に変更が生じたとき          ※奈良市内の薬局、店舗販売業、高度管理医療機器等販売・貸与業、及び特例販売業店舗は、奈良市の管轄のため受付できません。奈良市保健所（TEL:0742-93-8392）にお尋ね下さい。</p>
注意事項	<p>1 申請書記載例を必ず最初にご覧下さい。          2 許可証の書換えは任意です。          ただし許可証には揭示義務があり、内容周知の趣旨から書換えを推奨しています。          3 申請手数料(2,000円※)は、申請書提出時に奈良県収入証紙で納付して下さい。          ※ただし住居表示法の施行、市町村合併等の公法上の理由により、地番・地名の表記を書換えする場合は、手数料は不要です。          4 申請書類に不備がなければ、受付から7日後の午後以降、許可証を交付できますので、ご都合の良い日に、認め印持参の上、ご来庁下さい。          5 手続きは郵送でも受付しています。また、許可証の郵送をご希望の場合は、申請時に440円分の切手をお持ちいただければ、簡易書留により郵送交付します。</p> <hr/> <p>こんな場合の手数料は？          ①敷地の代表番地の変更、入居しているビルの名称変更の場合は、有料です。          ②個人の姓又は名の変更、法人の商号変更などは有料です。          ③土地区画整理事業で、換地処分の公告により土地の表記が確定した場合は、無料です。          ④住居表示が実施され、新しい所在地表記となった場合は、無料です。</p>
提出書類	<p>1 許可証書換え交付申請書【様式第3】          2 現有の許可証          3 配置販売業及び特例販売業については、品目表</p> <p>※変更内容については、別途変更届を提出して下さい。          ※許可証を紛失した場合は、同時に許可証再交付申請(手数料2,900円/枚)が必要です。</p>
担当	<p>奈良県薬務課薬事係 奈良市登大路町30（電話：0742-27-8670、FAX：0742-27-3029）          【担当者不在の場合もありますので、ご来庁の際は事前に電話予約をお願いします。】</p>